四十条の四第八項第五号」に改め、同条第二十四項中「第四十条の四第六項各号列記以外の部分」を「第四十条の四第八項各号列記以外の部分」に、「同条第六項第五号」を「同条第八項第五号」に改め、同条第二十五項中「第四十条の四第六項」を「第四十条の四第八項」に改め、同条第二十六項及び第二十七項中「第四十条の四第六項第五号」を「第四十条の四第八項第五号」に改め、同条第二十九項中「第四十条の四第六項第六号」を「第四十条の四第八項第六号」に改め、同条第三十一項中「第四十条の四第六項第七号」を「第四十条の四第八項第七号」に、「第二十五条の二十二の三第十四項」を「第二十五条の二十二の三第十二項」に改め、同条第三十二項中「第四十条の四第六項第十一号ホ」を「第四十条の四第八項第十一号ホ」に改め、同条第三十三項中「第四十条の四第六項第十一号ヘ」を「第四十条の四第八項第十一号ヘ」に改め、同条第三十四項中「第四十条の四第八項各号列記以外の部分」を「第四十条の四第十項各号列記以外の部分」に改め、同条第三十六項中「第四十条の四第十一項」を「第四十条の四第十四項」に改め、同条第三十七項中「第四十条の四第十二項」を「第四十条の四第十五項」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十四項第一号」に改め、同条第三十九項中「第四十条の四第十二項」を「第四十条の四第十五項」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十四項第一号」に、「第四十条の四第十一項」を「第四十条の四第十四項」に改める。

第十八条の二十の二第三項中「第二十五条の二十七第四項」を「第二十五条の二十七第二項」に、「第二十五条の二十二の三第二項」に改め、同条第四項中「第二十五条の二十七第七項」を「第二十五条の二十七第五項」に、「第二十五条の二十二の三第七項」を「第二十五条の二十二の三第五項」に改め、同条第五項から第八項までの規定中「第四十条の七第六項第五号」を「第四十条の七第八項第五号」に改め、同条第九項中「第四十条の七第六項第六号」を「第四十条の七第八項第六号」に改め、同条第十項中「第四十条の七第六項第七号」を「第四十条の七第八項第七号」に、「第二十五条の二十七第十二項及び第二十三項」を「第二十五条の二十七第十項及び第二十一項」に、「第二十五条の二十二の三第十四項」を「第二十五条の二十二の三第十二項」に、「第四十条の七第六項第一号」を「第四十条の七第八項第一号」に改め、同条第十一項中「第四十条の七第六項第十一号ホ」を「第四十条の七第八項第十一号ホ」に改め、同条第十二項中「第四十条の七第六項第十一号ヘ」を「第四十条の七第八項第十一号ヘ」に改め、同条第十三項中「第四十条の七第十一項」を「第四十条の七第十一項」に改め、同条第十四項及び第十六項中「第四十条の七第十二項」を「第四十条の七第十項」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十四項第一号」に改める。

第十八条の二十一第一項第一号ロ中「第二十八項」を「第二十九項」に改め、同条第七項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第九項」に改め、同項第一号中「第四十一条第十四項」を「第四十一条第十項」に、「同条第十三項」を「同条第九項」に、「次項第一号ヌ」を「次項第一号ヲ」に、「同条第十四項」を「同条第十項」に改め、同項第二号中「第四十一条第十四項」を「第四十一条第十項」に、「次項第一号ヌ」を「次項第一号ヲ」に改め、同条第八項中「この条」を「この条並びに」に改め、「並びに第十八条の二十三の二の二第十一項」を削り、同項第一号中「同条第二十項」を「同条第十六項」に、「又は同条第十項」を「又は同条第六項」に、「(同条第二十一項」を「(同条第十八項」に改め、同号イ中「第二十五項に規定する補助金等の額」を「第二十六項に規定する補助金等の額」に、「第二十五項に規定する住宅取得等資金の額」を「第二十六項に規定する住宅取得等資金の額」に改め、同号イ(3)中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同号イ(4)中「第四十一条第二十項」を「第四十一条第十六項」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に改め、同号イ(5)中「同条第十六項」を「同条第十二項」に改め、同号ロ中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同号ロ(1)中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同号ハ中「第四十一条第十項第一号」を「第四十一条第六項第一号」に改め、同号ニ中「第四十一条第十項第二号」を「第四十一条第六項第二号」に改め、同号ホ中「第四十一条第十項第二号」を「第四十一条第六項第二号」に、「第二十六条第二十三項」に改め、同号ヘ中「第四十一条第十項第三号」を「第四十一条第六項第三号」に改め、同号ト中「第四十一条第十項第四号」を「第四十一条第六項第四号」に改め、同号チ中「同条第二十七項」を「同条第二十四項」に、「(当該」を「(その」に、「次に掲げる家屋のいずれか」を「同条第十六項の規定により当該居住用家屋とみなされる同項に規定する特例居住用家屋」に、「次に掲げる家屋の区分に応じそれぞれ次に定める書類」を「当該家屋が令和五年十二月三十一日以前に建築基準法第六条第一項の規定による確認(ヌにおいて「建築確認」という。)を受けているものであることを証する書類」に改め、同号ヌ中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第九項」に、「同条第十四項」を「同条第六項」に、「(ヌ」を「(ヲ」に改め、同号ヲを同号ヨとし、同号リを同号ルとし、同号チの次に次のように加える。

リ　その家屋が令和十年一月一日以後に法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したものである場合には、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で当該家屋が同条第二十五項に規定する対象外エネルギー消費性能向上住宅に該当しないことを明らかにする書類

ヌ　その家屋が令和十年一月一日以後に法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したものである場合には、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で当該家屋が同条第二十六項に規定する居住用家屋等に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類でその家屋に係る建築確認を受けた時において当該家屋の建築をする土地の全部が同項に規定する災害危険区域等(ヌにおいて「災害危険区域等」という。)外にあつたことを明らかにする書類(その家屋が災害危険区域等内において新築をされたものである場合において、当該家屋(当該家屋の一部が災害危険区域等内にある場合における当該家屋を含み、同項に規定する地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域と重複していない同項に規定する災害危険区域内にある当該家屋にあつては、同項に規定する勧告に従わないで建築をした当該家屋に限る。)が同条第二十七項に規定する特定建替えにより新築されたものであることにより同条第二十六項本文の規定の適用を受けなかつたときにおける当該家屋であるときにあつては、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類でその家屋が当該特定建替えにより新築されたものであることを明らかにする書類)

第十八条の二十一第八項第二号中「同条第二十項」を「同条第十六項」に、「同条第六項」に、「(同条第二十一項」を「(同条第十八項」に改め、同号イ(3)中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同号イ(4)中「第四十一条第十六項」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に改め、同号ロ中「第四十一条第十項第一号」を「第四十一条第六項第一号」に改め、同号ハ中「第四十一条第十項第二号」を「第四十一条第六項第二号」に改め、同号ニ中「第四十一条第十項第三号」を「第四十一条第六項第二号」に、「第二十六条第二十二項」を「第二十六条第二十三項」に改め、同号ホ中「第四十一条第十項第三号」を「第四十一条第六項第三号」に改め、同号ヘ中「第四十一条第十項第四号」を「第四十一条第六項第四号」に改め、同号ト中「ヌまで」を「ヲまで」に改め、同項第三号中「既存住宅(次号」を「既存住宅(同条第十七項の規定により当該既存住宅とみなされた同項に規定する特例既存住宅である場合には、四十平方メートル以上五十平方メートル未満」を加え、同号ハ中「第四十一条第十項に規定する認定住宅等」を「第四十一条第六項に規定する認定住宅等」に改め、同号イ(4)中「第四十一条第十六項」に改め、同号ハ中「第四十一条第二十項」を